解散公告

当法人は、平成二十六年一月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

熊本県阿蘇市乙姫二二二番地四

特定非営利活動法人たんぽぽ

清算人　米山　博子

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

熊本県菊池市泗水町永三七八九番地

有限会社コニシ

代表清算人　古西　哲郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

宮城県大崎市古川南町二丁目三番一七号

財団法人宮城県古川高等学校育英会

代表清算人　渡邊　義之

解散公告（第一回）

当組合は平成二十六年三月十四日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

名古屋市緑区定納山二丁目二〇二番地

名古屋市定納山土地区画整理組合

代表清算人　山口　正好

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年二月四日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

栃木県宇都宮市石那田町一四一一

清算法人篠井西部土地改良区

清算人代表　高橋　護

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月二十七日岐阜県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県土岐市泉町大富二六九番地の一五

医療法人稲澤クリニック

清算人　平井　好三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十三日開催の理事会の決議及び平成二十六年三月六日付静岡市保健所長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

静岡市葵区黒金町五五番地

医療法人社団聖仁会

清算人　大石　一雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年二月二十一日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

兵庫県尼崎市御園町五四番

阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合

代表清算人　小田　輝彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月二十一日高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

香川県三豊市仁尾町仁尾丁一〇四五番地

宗教法人神宮寺

清算人　関村　学円

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

福岡県田川市大字猪国一五七三番地の五

財団法人白鳥保育園

清算人　松岡　勝博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月二十五日開催の理事会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十六年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

熊本県八代市大村町五四七―二

医療法人犬塚歯科医院

清算人　犬塚　隆雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

鹿児島県枕崎市国見町八四五番地三

農事組合法人中原共同茶生産組合

清算人　中原　正利

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月十日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

三重県鈴鹿市住吉三丁目七八六七番地

清算法人道伯住吉土地改良区

代表清算人　古市　幸治

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

滋賀県米原市長岡一二四三番地

特定非営利活動法人環境工房ころころ

清算人　田中　萬祐

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

京都府福知山市夜久野町小倉小字赤坂七一四番地

小倉生産森林組合

代表清算人　土井　稔

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

奈良県奈良市高畑町一一一六番地の六

社団法人奈良県調理師連合会

代表清算人　西島　保